

## 安全管理の基本方針

- 学校は児童を保護者からあずかっているところである。
- 学校敷地内に、関係者以外の人間を絶対に入れない。
- 緊急事態は、いつでも、どこでも、だれにでも、起きる可能性がある。
- 不測の事態に対応できるよう、周囲への注意を心がけ、行動できるよう訓練しておく。
- 児童に危害を加えようとする人間の心理・行動は常識の範囲を完全に超えている。
- 新しい学校づくりをする気持ちで学校運営・学校安全に取り組む。

### 1. IDカード

附属池田小学校では、教職員も保護者も全員が顔写真付IDカードを身につけています。事件時にIDカードが導入されていたら、IDカードをつけていないことを理由に犯人に声掛けができたかもしれません。

IDカードをつけたくないとか、面倒だとか言う人が一人でもいれば、安全管理体制は崩壊してしまいます。IDカードをつけていないと「恥ずかしい」と思うような環境作りが大切です。

### 2. 教室環境

「不審者が入ってくるのでは」と身構えながらでは、良い授業はできません。それよりも教室に至るまでの経路の安全管理が重要です。だからといって、教室環境がどうでもよいわけではなく、できる限りの備えが必要です。

教室の扉を開けておくことは、いつも他の教員に授業を見られることを意味します。他の教員に授業を見られるということは、安全管理面だけではなく、教員の成長にとって好ましい環境といえます。「他の教員に授業を見られたくない」と思ってはいけません。

授業時間以外でも先生が近くにいるということは、子供たちに安心感を与えます。いじめ等の問題を防ぐことにもつながります。

そして、子供たちが下校した後は、みんなが職員室で仕事をして、情報交換を欠かさないようにしたいものです。教職員の「同僚性」は、安全管理面においても極めて重要です。

### 3. 児童名札

全教職員と全校児童・生徒がお互いの顔と名前を知っている学校は、それほど多くないでしょう。仮にそのような環境であったとしても、子供が顔などに重傷を負った場合、担任でさえそれが誰であるか分からない可能性もあります。万が一の時の救助や連絡に遅れが生じてはなりません。名札は子供たちを管理するためではなく、子供たちが学校で安全に過ごすためにあるのです。

### 4. 登下校

全保護者に登下校時の立ち当番を依頼しています。立ち当番の場所と日時は、前年度中に知らせます。自分の子供の通学路ではないところに立つこともありますが、自分の子供は他の保護者が見てくれているという信頼関係が必要です。運動会や学芸会、授業参観の

際には「自分の子供だけではなく、他の子供たちのがんばりも見てください。」と呼びかけています。

教職員は日直として、登下校時の安全確保のために登下校路を巡回しています。保護者の立ち当番も教職員の日直も、無理をすると続かなくなります。持続可能な当番のあり方についてみんなで話し合うことが大切です。

日直や立ち当番を毎日実施するうえで、大切にしているのは「引継ぎ」です。登下校中に起こった問題は、その一日だけで解決するとは限らないからです。

## 5. 校外学習

校外学習時の安全確保で一番重要なのは、引率者の人数です。担任だけの引率は不可能ではありませんが、緊急事態が発生した時に対応できません。本校では校区探検や近隣施設の見学であっても、必ずクラス数+1名以上の大人が引率するようにしています。場合によっては、保護者の引率ボランティアを募集します。

帰宅方法や時間が変更された場合には、速やかに保護者にメールを配信して知らせます。現地から子供の家庭に直接連絡する場合に備えて、連絡先が記載された名簿の持参を忘れないように心がけています。

## 6. 避難訓練

避難訓練は生活指導ではありません。身長順に並ぶのか出席番号順に並ぶのかなど子供から質問が出るようであれば、それは生活指導になってしまっていると言えるでしょう。

「おかしも」は、安全に避難するための手段であって目的ではありません。「しゃべった人がいるので、やり直し」などの指導は考えものです。緊急事態が発生したら、子供たちはパニックを起こして、大声で泣き叫びながら走って逃げるのです。

## 7. 安全点検

附属池田小学校では、時間を指定して一斉に点検作業を行っています。点検によって危険箇所を見つけた後の対応が重要です。最終的に放置されてしまうのなら意味がありません。

安全点検を真剣に行えば、子供たちも危険箇所を見つけるようになります。教職員だけで頑張るのではなく、子供たちや保護者と協力して、より安全な学校を作っていきたいものです。

## 8. 普通救命講習会

附属池田小学校では、教職員の転勤があったとしても、常に半数以上の教職員が応急手当普及員の資格保持者であるようにしているため、消防署のお世話にならずに普通救命講習会を実施することができます。

普通救命講習会は、どうしても救急救命の正しい手順を覚えることに重点を置いてしまいがちです。しかし、実際に自分の身近な人が倒れているときに、「傷病者発見」「周囲の状況良し」と言う人がいるでしょうか。不審者対応訓練と同様、いかに実際に起こっている緊急事態として訓練に臨めるか、一人一人の教職員の意識が問われると思うのです。